

忍野村農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この告示は、本村の農業生産構造にかんがみ、農作物の種子・種苗の購入等に係る経費について、その一部を予算の範囲内で補助することにより、村内の農作物の特産化及び拡大、並びに農業経営の複合化と担い手の育成及び遊休農地の解消を図り、もって農業者の所得の向上及び経営の安定を目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、忍野村補助金等交付規則（昭和54年忍野村規則第1号）に定めのあるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 農業者 ア 村内に農地を所有し、かつ、村内で農業を営む個人又は農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有法人（以下「農業生産法人」という。）をいう。

イ 村内で農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項の認定を受け、村内の農地で農業を営む個人又は農業生産法人

(2) 農作物 村の気候条件等に照らし栽培可能見込みである新規又は既存の農作物をいう。

(3) 種子・種苗 店舗、農業協同組合その他の販売店から購入する新規又は既存の農作物の種子・種苗をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 種子・種苗を購入し、村内の農地に作付を行う農業者

(2) 村税、使用料、手数料その他本村に対する債務の履行を怠っていない者

(3) 同一年度内にこの補助金の交付を受けていない者

（補助対象事業及び経費）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、農作物の作付を行う農業者に対して当該農作物の種子・種苗の購入費を助成する事業（以下「事業」という。）とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、種子・種苗の購入費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、種子・種苗の購入額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか低い額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(事業の認定)

第6条 事業の認定を受けようとする補助対象者（以下「認定申請者」という。）は、農作物の種子・種苗購入費助成事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて村長に申請し、その認定を受けるものとする。

(1) 事業計画書（次に掲げる内容を記載すること。）

ア 事業の内容（作付する作物の種類、作付場所、作付面積等）

イ 作付又は収穫を予定している時期

(2) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、前項に規定する認定を行ったときは、農作物の種子・種苗購入費助成事業認定通知書（様式第2号）により、当該認定申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 前条第2項に規定する認定を受けた補助対象者は、農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出するものとする。

(1) 事業計画書（次に掲げる内容を記載すること。）

ア 事業の内容（作付する作物の種類、作付場所、作付面積等）

イ 種子・種苗の見積書の写し

ウ 作付又は収穫を予定している時期

(2) その他村長が必要と認める書類

(3) 村税等納付状況確認同意書

(交付の決定)

第8条 村長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めたときは、農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

(変更の承認)

第9条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、農作物の種子・種苗購入費助成事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に必要書類を添えて、遅滞なく村長に提出しなければならない。

(1) 事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 村長は前項に規定する申請に係る変更を承認したときは、農作物の種子・種苗購入費助成事業変更承認通知書（様式第6号）により、中止及び廃止を承認したときは農作物の種子・種苗購入費助成事業（中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により、当該承認を受けた交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書)

第 10 条 交付決定者は、事業が完了したときは、農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金実績報告書(様式第 8 号)に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書

ア 事業の実績(作付した作物の種類、作付場所、作付面積等)

イ 種子・種苗の領収書の写し

ウ 作付又は収穫した時期

(2) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 前条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めたときは、農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金の額の確定通知書(様式第 9 号)により補助金の額の確定を行うものとする。

(補助金の交付請求)

第 12 条 前条に規定する通知を受けた者は、農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金交付請求書(様式第 10 号)を村長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 村長は、前条に規定する請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他村長が交付決定の取消し又は補助金の返還の必要があると認めたとき。

(その他)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

忍野村長 様

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

印

連絡先

農作物の種子・種苗購入費助成事業認定申請書

忍野村農作物の種子・種苗購入費助成事業の認定を受けたいので、忍野村農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

1 事業計画書

1 部

(1) 事業の内容（作付する作物の種類、作付場所、作付面積等）

(2) その他村長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

忍野村長

印

農作物の種子・種苗購入費助成事業認定通知書

年 月 日付けで行われた忍野村農作物の種子・種苗購入費助成事業の認定に係る申請について認定をしたので、忍野村農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

忍野村長 様

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

印

連絡先

農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金交付申請書

年度農作物の種子・種苗購入費助成事業について、忍野村農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金を交付されるよう、忍野村農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

1 事業計画書

1 部

(1) 事業の内容（作付する作物の種類、作付場所、作付面積等）

(2) 種子・種苗の見積書の写し

(3) 作付又は収穫を予定している時期

(4) その他村長が必要と認める書類

様式第 3 号（第 7 条関係）

村税等納付状況確認同意書

年 月 日

忍野村長 様

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

印

連絡先

私は、忍野村農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金の交付申請に伴い、世帯全員の村税、手数料その他村に対する債務となるべきものすべての納付状況をこの助成金の担当課が確認することに同意します。

調査に同意する税目等

- 1 個人村民税
- 2 法人村民税
- 3 固定資産税（土地・家屋・償却資産）
- 4 軽自動車税
- 5 国民健康保険税
- 6 後期高齢者医療保険料
- 7 上下水道使用料
- 8 下水道使用料
- 9 人づくり資金貸付金
- 10 介護保険料
- 11 その他手数料等

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

忍野村長

印

農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金交付決定書

年 月 日付けで行われた忍野村農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金の
交付に係る申請について、忍野村農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金交付要綱第 8
条の規定により交付決定をしたので通知します。

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

忍野村長 印

農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで行われた忍野村農作物の種子・種苗購入費助成事業の変更に
係る申請について、承認したので、忍野村農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金交付
要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

当該補助金の交付対象となる経費及び補助金の額の変更は、次のとおりとする。

変更前の交付決定		変更後の交付決定	
年 月 日付け忍発第 号			
交付対象となる経費 の額	補助金の額	交付対象となる経 費の額	補助金の額
円	円	円	円

様式第 7 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

忍野村長

印

農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金の（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで行われた忍野村農作物の種子・種苗購入費助成事業の（中止・
廃止）に係る申請について、承認したので、忍野村農作物の種子・種苗購入費助成事業補
助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

様式第 8 号（第 10 条関係）

年 月 日

忍野村長 様

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

印

連絡先

農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金実績報告書

年 月 日付け忍発第 号で忍野村農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金の交付決定の通知があった事業について、忍野村農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、次の関係書類を添えて実績を報告します。

関係書類

1 事業実績報告書

1 部

- (1) 事業の実績（作付した作物の種類、作付場所、作付面積等）
- (2) 種子・種苗の領収書の写し
- (3) 作付又は収穫をした時期
- (4) 作付状況・生育状況・収穫状況などが判る写真
- (5) その他村長が必要と認める書類

様式第 9 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

忍野村長

印

農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績が報告された忍野村農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金の額を確定したので、忍野村農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

様式第 10 号（第 12 条関係）

農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金交付請求書

金 _____ 円

年 月 日付けで忍発第 号で額の確定の通知があった忍野村農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金を上記のとおり交付されるよう、忍野村農作物の種子・種苗購入費助成事業補助金交付要綱第 12 条の規定により請求します。

年 月 日

忍野村長 様

請求者 住 所
氏名又は名称及び代表者氏名
連絡先 印

（補助金振込先）

振込先金融機関名		銀行・金庫 農協・組合					本店・支店・本 所・支所		
預金種目		普通・当座	口座番号						
振込口座 名義	住所								
	(フリガナ)								
	氏名								